様式第２号（第５条関係）

審　議　会　等　会　議　録

発　言　者・会　議　の　て　ん　末・概　要
〇久喜市文化財保護審議委員委嘱式 **１　開会** 司会（齋藤課長） 皆様こんにちは。本日は公私共にお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 ただいまから、令和８年度久喜市文化財保護審議委員委嘱式を始めさせていただきます。 私は、本日進行を務めさせていただきます教育委員会文化振興課長の齋藤でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。 **２　委嘱書の交付** 司会（齋藤課長） それでは初めに委嘱書の交付に移りたいと思います。委嘱書の交付につきましては、本来でしたら教育長が委嘱書をそれぞれ皆様のところにお渡しに伺うところでございますが、本日教育長が公務の都合上出席できませんので、今回は委嘱書を机の上に置かせていただきまして、これを持ちまして委嘱書の交付に代えさせていただきたいと思います。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 なお、本日欠席された委員の方には、後日、本日の資料と合わせて委嘱書はお渡しさせていただきます。 **３　委員及び事務局職員の紹介** 司会（齋藤課長） それでは、ここで、お一人一言ずつ自己紹介をいただきたいと思います。お手元にお配りし

てございます名簿の順に、板垣委員さんの方から一言で構いませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

（板垣委員から名簿順に自己紹介）

司会（齋藤課長）

ありがとうございました。なお、本日ご欠席されておりますが、新井浩文様がいらっしゃいます。

それでは続きまして、事務局職員をご紹介させていただきます。

（事務局職員自己紹介）

４．閉会

司会（齋藤課長）

それでは以上をもちまして、久喜市文化財保護審議委員委嘱式を終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

〇第１回久喜市文化財保護審議会

１　開　会

司会（齋藤課長）

それでは、ただいまから、令和８年度第１回久喜市文化財保護審議会を始めさせていただきます。

なお、委員１０人中、出席委員９人でございますので、本審議会は、久喜市文化財保護審議会条例第７条第２項の規定により成立いたしますことを報告させていただきます。

２　会長・副会長の選出

司会（齋藤課長）

はじめに、会長・副会長の選出に入りたいと思います。

なお、久喜市文化財保護審議会条例第６条第２項の規定により、会長が議長となりますが、会長が選出されるまでの間、暫時、私が仮議長を務めさせていただきます。

仮議長（齋藤課長）

それでは、暫時、仮議長を務めさせていただきます。

会長・副会長の選出につきましては、久喜市文化財保護審議会条例第６条第１項に、会長及び副会長については「委員の互選によって定める」旨が規定されてございます。

そこで、まず会長の選出についてですが、立候補・推薦などございましたら、ご意見をお願いいたします。

林委員

前会長の板垣さんがいらっしゃいますので、引き続き会長をお願いしたらいいのではないかと思います。

仮議長（齋藤課長）

ただ今、林委員から板垣委員を引き続き会長に推薦したいとのご発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

仮議長（齋藤課長）

それでは、板垣委員に会長をお願いすることにしたいと思います。よろしくお願いいたします。続きまして、副会長の選出についてですが、立候補・推薦などございましたら、ご意見をお願いいたします。

林委員

副会長には、前回も女性委員の方にお願いしたいたのですけれど、同じ考えでいくと田中委員さんかなと私は思っているのですが。

仮議長（齋藤課長）

ただ今、林委員から田中委員を副会長に推薦したいとのご発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

仮議長（齋藤課長）

異議なしということでございますので、副会長は、田中委員にお願いしたいと思います。

それでは、会長・副会長が選出されましたので、私は仮議長の任を解かせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

司会（齋藤課長）

それでは、ここで会長・副会長から、ご挨拶をたまわりたいと思います。

はじめに、板垣会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（板垣委員）

（会長あいさつ）

司会（齋藤課長）

ありがとうございました。続きまして、田中副会長からご挨拶をお願いいたします。

副会長（田中委員）

（副会長あいさつ）

司会（齋藤課長）

ありがとうございました。ここで少しの間、事務局と会長の間で進行について打ち合わせをさせていただきたいと存じます。

（板垣委員・田中委員が会長・副会長席へ移動・着席）

（会長・事務局、進行について打ち合わせ）

司会（齋藤課長）

それでは、久喜市文化財保護審議会条例第６条第２項の規定によりまして、板垣会長に議長となっていただき、議事進行をよろしくお願いいたします。

３　議　事

（１）審議会の運営等について

議長（板垣会長）

それでは、議事の進行、議長を務めさせていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、議題（１）の「審議会の運営等について」を、事務局から説明をお願いします。

司会（齋藤課長）

最初に、お手元に配布してございます資料の確認をさせていただきます。

（事務局から資料の過不足や落丁等の確認）

次に、審議会の運営等について説明させていただきます。

資料２をご覧ください。

久喜市文化財保護審議会の所掌事務は、久喜市文化財保護審議会条例第２条の規定の通りとなります。読み上げますと、

審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、かつ、これらの事項に関し必要と認める事項を建議する。

（１）　文化財の指定及び解除に関すること。

（２）　市指定文化財の修理復旧又は滅失若しくはき損の防止の措置に関すること。

（３）　市指定文化財の現状変更の許可及び環境保全のための必要な施設の勧告に関すること。

（４）　文化財の買収に関すること。

（５）　文化財の出品公開に関すること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関し必要と認める事項。

以上となります。条例の解釈については資料３を参照願います。

なお、会議の議長については、条例第６条第２項及び第３項の規定により会長が行い、会長に事故あるときは副会長がその職務を代行します。

また、審議会の議事は、条例第７条第３項の規定により、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとなります。

次に審議会の会議の運営について説明させていただきます。

① 審議会の会議は、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、原則公開とします。

② 公開の会議は誰でも傍聴することができます。傍聴の要領は、資料４のとおりとし、傍聴者には会議資料を配布又は閲覧させます。

③ 会議の公開・非公開に関係なく会議録を作成します。
また公開された会議に係る会議録は、作成後に写しを公文書館に配架するとともに、市ホームページに掲載し、閲覧に供します。

④ 会議録作成のため、録音します。

⑤ 会議録作成後の確認については、会長及び会長が指名する１名の委員へお願いし、併せて署名をお願いします。
また、会長不在のときは、副会長及び副会長が指名する１名の委員へお願いします。

議長（板垣会長）

ただいま、審議会の運営等について事務局から説明がありました。運営についての説明ですので特に問題ないかと思いますが、了承してよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長（板垣会長）

ありがとうございます。それでは、審議会の運営等については、原案のとおり決定いたします。事務局から、他にございますか。

司会（齋藤課長）

次に、委員名簿等の取り扱いについて説明させていただきます。

① 委員名簿は、市ホームページ等で公開いたします。

② 公職者名簿の掲載方法については、現在は、会長、副会長、委員の職名を掲載しています。承認いただいた方のみ、住所と電話番号を掲載することができますが、いかがいたしましょうか。

議長（板垣会長）

ただ今、委員名簿等の取り扱いについてということでお話がありました。市のホームページで委員を紹介するのですが、配られている委員名簿は、市ホームページ等で公表することについては、了承してよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長（板垣会長）

次に、公職者名簿についてですが、これまでと同様に、氏名及び役職のみを掲載でよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長（板垣会長）

それでは、委員名簿等の取り扱いについては、原案のとおり決定いたします。

なお、会議録作成後の署名人については、会長及び会長が指名する１名の委員となりましたので、今回の署名委員は私と私から指名する委員とさせていただきます。

副会長であります田中委員にお願いします。よろしいでしょうか。

副会長（田中委員）

はい。

議長（板垣会長）

ありがとうございます。

（２）令和８年度事業について

議長（板垣会長）

それでは（１）についてはよろしいでしょうか。それでは議題（２）「令和８年度事業について」、事務局から説明をお願いします。

事務局（栗原係長）

それでは、「令和８年度事業について」ご説明申し上げます。資料５の「文化振興課　文化財・歴史資料係及び郷土資料館　令和８年度事業計画」をご覧ください。

はじめに、文化財保護事業ついてご説明いたします。

文化財調査につきましては、昨年度に引き続き、天王山西遺跡発掘資料の整理等作業を行います。これは菖蒲地区にございます天王山塚古墳の西側道路拡幅に伴い、令和２年度に発掘した遺物の整理等作業を実施するものです。発掘調査報告書の刊行を目指し、調査委員４名の方にお願いして実施してまいります。

また、今年度、樹木医の方を文化財調査委員に委嘱することができましたので、今後、市内の指定天然記念物の樹勢調査を行ってまいります。

次に、郷土伝統芸能伝承事業ですが、市では、神楽、囃子、獅子舞を演じる団体等が実施する伝承活動に対し指導者謝金の一部を支援しています。支給額は、１団体につき２万５０００円を限度として支給しています。今年度は１８団体、４５万円を支給予定です。

次に、文化財説明板の管理ですが、令和８年度は老朽化した文化財説明板の貼替を行ってまいります。栗橋地区の経蔵院所蔵の乾漆地蔵菩薩立像の説明板貼替等を予定しております。

次に、補助金・交付金の交付ですが、市では、指定文化財の所有者または管理者に対して、文化財の保存のために、補助金を交付しています。また、指定文化財の所有者等に対し、維持管理に要する経費の一部として交付金を交付しています。市指定文化財補助金は、今年度は、８団体に、８３万８０００円の交付を予定しています。市指定文化財維持等交付金は、６０件、６２万円を交付予定です。

次に、２ページをご覧ください。指定文化財の修理等ですが、昨年度に引き続き、今年度は国指定重要無形民俗文化財「鷲宮催馬楽神楽」神楽殿耐震補強改修工事（Ⅱ期工事）に係る補助金交付事務を行います。本事業は、鷲宮催馬楽神楽民俗文化財伝承・活用等事業として、鷲宮催馬楽神楽が行われる専用舞台である神楽殿の修理・防災に係る基盤整備に対して、補助事業者である鷲宮神社に、国・県・市から補助金の交付を行うものです。補助事業の内容は、鷲宮催馬楽神楽の奏演に際して、神楽殿が安全に使用できるよう、神楽殿の耐震補強・保存維持工事を行うものです。昨年度のⅠ期工事では、ベタ基礎の新設及び鉄骨補強を主な内容とする耐震補強工事を行いました。今年度のⅡ期工事では、楽屋（和室）の壁面等の耐震補強工事を行います。また、事業について指導・助言をいただくため専門家・関係者から構成された修理委員会を年に２回開催いたします。

次に、埋蔵文化財保護事業ですが、地下に遺跡があると想定される範囲の土地を意味する「周知の埋蔵文化財包蔵地内」における開発行為に対して、遺跡を保護するため、必要に応じて試掘調査を行い、遺跡の有無を確認いたします。その上で、県に開発の取扱いについて協議し、開発者に対し必要な指導を行ってまいります。

次に、市指定文化財「吉田家水塚」運営事業です。水塚とは洪水に備えて自宅敷地内の一部を盛土した塚、またその上に建てた建物も含めた避難施設のことをいいます。吉田家水塚は、日光道中栗橋宿内の商家吉田家の敷地内に築かれた水塚で、市内に残る商家の水塚としては唯一と考えられています。栗橋宿の歴史と生活の知恵を伝える貴重な歴史的資料として、平成２０年6月２６日に栗橋町の文化財に指定され、合併後は久喜市の文化財として引き継がれています。平成１６年から始まった利根川堤防強化対策事業に伴い、移転が必要となったことから、国の補償費を財源に、平成２４年３月栗橋文化会館敷地内に移築・復元され、２４年の秋から公開しております。今年度も、この吉田家水塚の公開と適切な管理・運営を行ってまいります。公開については毎週日曜日の午後１時から午後４時に行い、平日の団体利用については職員が対応いたします。また、水塚を構成する大蔵・向う蔵と呼ぶ建物の維持管理や除草など、適切な管理・運営を行ってまいります。

次に、本多静六博士顕彰事業です。

本多静六博士は、日本で最初の林学博士として日本の造林学・造園学の基礎を築くとともに、東京の日比谷公園、明治神宮の森をはじめ、本県の大宮公園など、日本各地を代表する数百に及ぶ公園の設計に携わった方で、「日本の公園の父」と呼ばれています。久喜市では、本市出身の本多静六博士の業績を顕彰する事業を、本多静六博士を顕彰する会に委託して実施しています。

今年度の事業については、本多博士が設計した日本最初の西洋式公園である日比谷公園及び本多博士らの林学・造園の専門家の尽力により１００年後の姿を見据えて人工的に造営された明治神宮の森を訪問する「ゆかりの地訪問」を実施いたします。また、本多静六通信第３５号の発行を行います。また、生誕１６０年を記念して、本多静六博士の生まれ故郷である久喜市菖蒲地区ゆかりの場所をめぐる生誕地訪問も実施いたします。

以上が文化振興課文化財・歴史資料係の令和８年度事業計画でございます。

事務局（小林館長）

続きまして、郷土資料館所掌分の令和８年度事業計画をご説明いたします。３ページをご覧ください。

まず、特別展でございますが、４，９７１点にも及ぶ市指定文化財岡田家文書が本市に寄贈されたことから、令和８年１０月１０日から令和９年３月８日までの１１４日間、第１６回特別展「時空を超える栗橋の岡田家文書～「うつろ舟」アリマス～」を開催します。

次に、収蔵品展でございますが、「ちょっとむかしの道具たち―農家の仕事―」を、令和８年４月１日から８月３０日まで１２４日間開催し、本日時点で延べ３，２８７人の実績がございます。

次に、特別展関連講座でございますが、内容等につきましては調整中でございますが、特別展の内容に沿った関連講座を開催予定でございます。

次に、４ページをご覧ください。歴史講座でございますが、令和８年度につきましても下半期に１回から２回程の開催を予定しているところでございます。

次に、古文書学習会でございますが、前述の岡田家文書に関するものを、令和８年５月２２日から１１月２０日の間に全１０回開催する予定で、３６人の応募者がございます。

次に、鷲宮催馬楽神楽伝承教室でございますが、令和８年９月２日から１０月２３日にかけて開催し、１０月２５日にその成果を鷲宮文化祭で発表するものでございます。応募人数は現在５人でございます。

次に、子ども歴史広場でございますが、全３回の内の１回目は「懐かしいおもちゃと飾りづくり」で子どもが１３人、大人が１０人の計２３人、２回目が「昔の道具体験」で子どもが１８人、大人が１１人の計２９人、最後が本日１３時３０分から開催の「勾玉づくり」で、参加予定者は２９人でございます。

次に、５ページをご覧ください。

郷土資料館まつりでございます。

郷土資料館ボランティアの方々に協力をいただきながら、開催する予定でございます。内容につきましては調整中ですが、令和８年１１月１４日と１５日の１０時から１５時の間、開催予定でございます。

続きまして、資料の収集・整理でございますが、収蔵庫の容量などを勘案しながら、寄贈を受け入れているところでございます。また、収蔵庫内での資料整理を実施しているところでございます。

最後に、郷土資料館ボランティアの育成でございますが、現在ボランティア登録数は２９人で、月１回から２回程度、子ども向け講座の実施や運営に係る活動、展示の案内等について実施しているところでございます。

また、古文書整理補助につきましても、２５回実施する予定でございます。

以上が郷土資料館所掌分の令和８年度事業計画でございます。

議長（板垣会長）

はい、ありがとうございました。ただいま、文化財・歴史資料係と郷土資料館の今年度の事業計画について説明がございました。皆さんからご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

杉山委員、お願いたします。

杉山委員

文化財保護事業の関係です。令和７年度と令和８年度の数字の違いを教えていただければと思います。まず、郷土伝統芸能伝承事業ですが、令和７年度は支給団体数が１６団体であったのが今年度は１８団体、２団体増えているのですが、これはどういう団体が増えたのかということと、補助金の交付ですけれど、令和７年度が８団体で８１万２０００円、これが令和８年度は８団体で８３万８０００円と、団体数は変わらないのですけれど数字が増えているのはどうしてなのか。あと、市指定文化財維持等交付金、令和７年度は５６件ですけれど、令和８年度は６０件になっている。あと、鷲宮中学校郷土芸能部は令和７年度は交付金が出ているようですが、令和８年度は出ていないのか。以上教えていただければと思います。

議長（板垣会長）

事務局お願いします。

事務局（栗原係長）

はい。まず、郷土伝統芸能伝承事業です。令和７年度は１６団体で４０万円、令和８年度は１８団体で４５万円ということでございますが、除堀獅子舞保存会・古久喜獅子舞保存会の２団体にも支給する可能性があるということで、令和８年度は１８団体としてございます。令和７年度はこの２団体から謝金の申請がなかったことから、実績としては１６団体で４０万円になったということでございます。

続きまして、市指定文化財補助金です。令和７年度は８団体８１万２０００円、令和８年度は８３万８０００円ということで団体数が同じなのに金額に差があるということでございますが、これは八甫獅子舞保存会に対し、交付予定額として５万６０００円を用意していたのですが、実際の申請額が３万円であったため、その差が出たということでございます。令和８年度につきましては３万円ということではなく５万６０００円の交付を予定しているということで、このような額となっております。

続きまして、市指定文化財維持等交付金です。令和７年度は５６件５８万円、令和８年度は６０件６２万円で、その差ということでございますが、６０件というのは、維持等交付金の交付を受けることができる要件に当てはまる所有者等の件数でございます。この中には維持等交付金は要りませんと、申請をされない方もございまして、そのため令和７年度の実績は、件数・金額が少なくなっております。鷲宮中学校郷土芸能部の３万円につきましては、令和８年度も交付する予定でございます。記入が漏れておりました。令和８年度も中学校には交付をする予定ということでご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

（杉山委員了承）

議長（板垣会長）

ありがとうございます。他にございますか。

私の方から１点よろしいですか。先ほど説明の文化財保護事業の文化財調査で、市指定天然記念物の樹勢調査について文化財調査委員が見つかったという話なのですが、我々が久喜市文化財保護審議委員であるとすると、文化財調査委員というのはどのような立場になるのですか。樹木の専門家などがなるのでしょうか。

事務局（栗原係長）

お配りしてございます資料２の久喜市文化財審議会条例の第８条に、文化財調査委員の設置という項目がございまして「教育委員会は、文化財の専門的事項を調査するため必要があるときは、文化財調査委員を置くことができる」とあります。調査委員の定数は１０人以内とし、調査委員は文化財に関し専門的、技術的知識を有するもののうちから、教育長が委嘱するということとなっております。

ご説明いたしました樹木医の方や、天王山西遺跡の整理等作業でお願いしております４名の方も文化財調査委員としてお願いしてございます。文化財調査をする必要がある際に、その都度、調査委員に委嘱させていただいております。実はこれからお伺いする正眼寺の仏像調査の際も、杉山委員や、林宏一先生という仏像の専門家の方を文化財調査委員という形で委嘱して調査を行っていただきました。文化財保護審議委員が文化財調査委員を兼ねたこともありましたが、条例上兼任が決まったものではなく、必要に応じて文化財調査委員の方は教育委員会から委嘱させていただくという形を取らせていただいております。

事務局（齋藤参事兼課長）

少し補足させていただきますと、資料３の１０ページに先ほど栗原の申しました第８条、文化財調査委員の設置についての説明がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

議長（板垣会長）

ありがとうございました。議題（２）の「令和８年度事業について」は、よろしいでしょうか。

（異議なし）

４　報告（１）市指定有形文化財（彫刻）木造裸形阿弥陀如来立像修理報告

議長（板垣会長）

それでは、報告（１）市指定有形文化財（彫刻）木造裸形阿弥陀如来立像修理報告ということで、事務局から報告をお願いいたします。

事務局（山田主事）

それでは市指定有形文化財（彫刻）木造裸形阿弥陀如来立像の修理報告をさせていただきます。市指定有形文化財（彫刻）木造裸形阿弥陀如来立像は室町時代に製作されたとされる仏像で、この後お伺いする久喜市菖蒲町小林の正眼寺で所蔵されています。当仏像は令和７年度に修理作業を実施しており、前回の令和７年度第１回久喜市文化財保護審議会の中でも中間報告としてご説明をしていたのですが、年度末に修理が完了したことから、今回はその事業報告として改めて取り上げるものです。

修理前の状況といたしましては、仏像の表面に後補の粗悪な塗りが施されており、ひび割れや剥落などが生じてかなり状態が悪かったことから、それらを修復し元の状態に戻すという目的で修理作業の方を行いました。

修理に当たりましては、仏像の専門家である林宏一氏に監修を務めていただき、修理の施工につきましては、有限会社古文化財保存修復研究所にお願いしました。

修理の費用につきましては、合計金額が１９６万２８８３円、そのうちの９８万１０００円につきましては市から補助した次第です。

なお、参考として、資料６の６ページと７ページに修理前の状態、次の８ページから１０ページに、修理後の状態を示した写真を掲載しました。修理前は、表面が崩れており、白い下地

が露出している様子がわかります。特に７ページの上部にあります脚の部分が、木地の部分が見えているような状態でした。そのため、最初に埃などを取る清掃をいたしまして、後補の粗悪な塗りをすべて除去した後に、一旦、仏像の部材を全部解体したあと、修理作業を施しました。

また、江戸時代に製作されたとされる台座につきましても、表面を清掃したのちに、部材の接合がゆるくなっている部分などがあったので、一部を取り外してまた改めて付け直しました。修理後は、写真のとおり金箔のきれいな発色を取り戻すことができました。

最後に、１０ページをご覧いただきますと、元々の光背が、現存していないということだったので、監修者の先生とも相談のうえで、簡素な円光背を新調するという方針となり、写真のように製作しました。その下にあります解体写真は、修理途中の過程で一度ばらしたものを撮影したものになるのですけれども、このように様々な部材が分けられていたものを寄せて１体の仏像としているところです。

こちらで報告は以上でございます。

議長（板垣会長）

はい、ありがとうございます。ただいま事務局からご報告がありました。何かご質問等ございますか。田中委員、お願いいたします。

田中委員

４ページの収支決算書ですが、金額の単位が記載されていません。こちらは、「円」か「千円」どちらでしょうか。

事務局（山田主事）

こちらは「円」になります。

田中委員

分かりました。収支決算には必ず単位を記入していただければと思います。

事務局（山田主事）

分かりました。ありがとうございます。

議長（板垣会長）

他にございますか。なければ、市指定有形文化財（彫刻）木造裸形阿弥陀如来立像修理報告はよろしいでしょうか。

（質問事項なし）

議長（板垣会長）

ありがとうございました。

５　その他

議長（板垣会長）

それでは、その他ということで、事務局からお願いします。

事務局（栗原係長）

それでは、その他ということで、虎綱の件について報告させていただきます。

令和８年３月６日に開催いたしました令和７年度第１回久喜市文化財保護審議会において、杉山委員から鷲宮地区八甫にございます鷲宮神社所蔵の虎綱の指定に向けた取り組み状況についてご質問がございましたので、報告させていただきます。

初めての方もいらっしゃいますので、簡単に虎綱についてご説明いたしますが、この虎綱は、令和５年度に、杉山委員に依頼して実施した文化財調査により、江戸時代の天保１４年に、徳川将軍の日光社参の際に栗橋・中田間の利根川に架けられた仮設の橋である船橋をつな

いだ虎綱の一部であることが明らかになったものです。由来が明らかであり、保存状態も良好なことから、文化財的価値は高いと評価できます。

　このようなことから、市指定文化財への指定候補として、将来的に指定に向けた取り組みが行えるどうか改めて所有者等と協議を行いました。その結果、当面指定に向けた取り組みについての合意には至らず、継続協議となりましたので報告させていただきます。

　今後につきましては、所有者等と連絡を密にし、協議が進展するように努めてまいります。以上でございます。

議長（板垣会長）

　はい、ありがとうございます。ただいま虎綱の指定に向けた取り組みについて経緯の説明がございました。今の説明、杉山委員さんよろしいでしょうか。

杉山委員

　はい。

議長（板垣会長）

　引き続き地元の方との協議を、機会あるごとによろしくお願いいたします。

　他に事務局ございますか。

事務局（栗原係長）

　はい。もう１件ございまして、久喜市市民大学・高齢者大学運営委員の推薦の件についてでございます。生涯学習課から同委員会の委員につきまして、文化財保護審議会から１名推薦するよう依頼がございました。

　この件につきましては齋藤委員がこれまで務めておりましたが、同委員の任期が満了ということもありまして後任を推薦するよう依頼があったものです。

　委員会の内容につきましては、年に３回、久喜市市民大学、久喜市高齢者大学の実施状況を

確認するとともに、翌年度の学習計画、新入生募集、卒業認定等について検討するものです。

事務局としましては、生涯学習に造詣が深く、大学教員も務めた平澤委員が適任であると考え、平澤委員に委員就任について打診いたましたところ、内諾を得られましたので報告するものです。

久喜市市民大学・高齢者大学運営委員について、久喜市文化財保護審議会から、平澤委員を推薦することについて、ご承認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長（板垣会長）

ただいま事務局から、久喜市市民大学、久喜市高齢者大学の運営委員を文化財保護審議委員の中から１名毎回選出しておりますが、今回につきましては、平澤委員にお願いをしたいという提案がありました。

委員の皆さんよろしいでしょうか。よろしい方は、拍手をお願いします。

（拍手）

議長（板垣会長）

ご承認ありがとうございました。平澤委員におかれましては、久喜市市民大学・高齢者大学運営委員よろしくお願いいたします。他になければ、その他は以上とさせていただきます。

６　閉　会

議長（板垣会長）

それでは、以上をもちまして、本日の議事につきましては、全て終了いたしました。ご協力のほどありがとうございました。これをもちまして、議長の職を下りさせていただきます。

司会（齋藤課長）

板垣会長、ありがとうございました。

本日はお忙しいなか、文化財保護審議会にご出席いただき、ありがとうございました。

なお、この後、正眼寺の木造裸形阿弥陀如来像を見学いたしますので、お待ちください。

以上を持ちまして、第１回久喜市文化財保護審議会を終了とさせていただきます。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和　８　年　９　月　１１　日

板垣　時夫

田中　裕子

（注）特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。